

平成29年度「冬の屋台村in花回廊」出店募集要項

■目的

とっとり花回廊でこの冬に開催される一大イベント「冬のフラワーイルミネーションinとっとり花回廊」の期間中、多くの来園者への鳥取県の特徴ある食の提供を通じて中四国最大級のイルミネーションの魅力向上と来園者の満足度の向上を図ること、また、多くの来園者を集客し鳥取県の観光をアピールすることを通じて地域の観光振興に寄与することも目的としています。

■主催・運営

とっとり花回廊

■開催期間

平成29年11月23日（木祝）～平成30年1月31日（水）

（ただし、12月5日、19日、1月9日、23日は休園日のため除く）

※各店舗の営業日については、出店申込み時にご提案ください。

■営業時間

11月：開催日の14時～21時

12月及び1月：開催日の13時～21時

ただし、17時までは営業しなくても構いません。

※搬入搬出可能時間…搬入12時から、搬出21時30分まで

■会場

別紙1のとおり

■出店スペース

1区画：1.5間（2.67m）×2間（3.54m）

※会場内の具体的な出店区画については、出店者決定後に決定いたします。

※出店会場には、出店スペース（テント）、テーブル2台、イス2脚、共同の水道設備及び排水設備を用意しますが、照明以外の電気及びガス等の設備はありません。

※共同の水道設備には給湯器を設置しますので、給湯器の使用を希望する出店者は出店提案書（様式2）にその旨記載してください。ただし、給湯器を使用する場合は実費を使用店舗数で除した使用料を徴収します。

※出店を希望される方は、【出店概要】「7出店申込」＜出店方法＞に記載の営業施設基準をご確認の上、必要な設備を用意してください。

【出店概要】

1 応募資格

- (1) 飲食業として出店を希望される方
- (2) 鳥取県内に店舗又は営業所がある事業者もしくは鳥取県内に在住されている方
- (3) この募集要項の内容に同意いただける方

2 スケジュール

- (1) 募集期間：平成29年10月17日（火）17時まで
- (2) 書類審査結果通知：平成29年10月20日（金）
- (3) 面接審査：平成29年10月26日（木）
- (4) 面接審査結果通知：平成29年10月27日（金）
- (5) 出店者説明会：平成29年11月1日（水）
- (6) 開催開始：平成29年11月23日（木・祝）

3 出店者の選考方法等

以下の順序で出店者を決定します。

- (1) 募集期間内に「出店申込書」その他必要な書類を提出していただきます。
- (2) 提出書類の内容に問題がないかを確認するために書類審査を行います。
- (3) 書類審査合格者を対象に面接審査を行います。
- (4) 面接審査合格者は「出店誓約書」等追加書類を提出していただきます。
- (5) 面接審査合格者を対象に出店者説明会に参加していただきます。

申込み状況により、店舗配置、店舗面積、メニュー等の調整をさせていただきます場合があります。

4 出店日

出店者は出店申込み時の提出書類である「出店提案書」（様式2）に希望する出店日を記載してください。

原則、土日祝日を必須とする1週間ごとの最低出店日数を確保した上で出店日を記載してください。（1週間ごとの最低出店日数は「出店提案書」に記載しています。）

特定日の出店数が少なくなる場合は、申込み後に調整させていただきます場合があります。

※臨時閉店について

出店日であっても以下のいずれにも該当する場合は、花回廊側の判断で臨時閉店できることとし、当日休業した店舗の出店負担料は徴収しないこととします。

- ①当日正午時点の花回廊の天気が暴風雪などの悪天候となっていること。
- ②当日の天気予報でも夜まで引き続き暴風雪などの悪天候が予想されていること。

5 出店負担料

出店者は出店負担料として以下に定める金額（消費税及び地方消費税を含む）をとっとり花回廊に支払っていただきます。

- (1) 出店日のとっとり花回廊の入園者数に比例した金額とします。
- (2) 入園者1人につき6円（消費税及び地方消費税を含む）とします。
- (3) 月単位で出店日の入園者数の合計に6を乗じた金額（1,000円未満切捨て）を請求させていただきます。

※出店負担料は、毎月末締めで翌月末日までにお支払いいただきます。

※希望者には昨年度の入園者数をお知らせしますのでご連絡ください。

※店舗面積など出店に関する条件に変更があった場合は出店負担料を変更する場合があります。（例：出店状況を勘案して一部の出店者の店舗面積を拡大した場合には、その他の出店者との公平性を確保するために入園者1人あたりの出店負担料を調整します。）

6 提供メニュー

出店者は下記条件を確認の上、出店申込み時の提出書類である「販売メニューリスト」（様式3）にメニューを記載してください。

- (1) レストラン等とっとり花回廊で通常提供しているメニューと重複するもの（カレー、パスタ、うどん、そば、ラーメン）は提供不可とします。
- (2) 開催期間中でも花回廊が認めた場合に限りメニューの追加も可能です。

※地元食材や屋台村のPR活動を行うため、屋台村で使用できる割引券などを配布する場合があります。その場合、割引額等は出店者にご負担いただきます。

7 出店申込

「屋台村出店申込書」等下記記載の＜提出書類＞に必要事項を記入の上、募集期間内に郵送もしくは直接とっとり花回廊にお申し込みください。

※提出書類の内容の一部は出店許可の審査対象となります。

＜提出書類＞

- ① 出店申込書（様式1）
- ② 出店提案書（様式2）
- ③ 食品営業許可証のコピー
- ④ 食品衛生責任者証のコピー
- ⑤ 販売メニューリスト（様式3）
- ⑥ 出店形態及び調理場の平面図

出店申込み時の提出書類

- ⑦ ※調理従事者リスト（様式4）
- ⑧ ※調理以外の従事者リスト（様式5）
- ⑨ ※飲食保険証のコピー
- ⑩ ※出店誓約書（押印されたもの）（様式6）

面接審査(10/26)後の提出書類

※⑦～⑩は、面接審査合格後に提出していただきます。

〈出店条件〉

- ①出店申込み時に鳥取県の「食品営業許可」を取得している必要があります。
- ②出店日までに各自の店舗に係る施設賠償責任保険及び生産物賠償責任保険に加入していただく必要があります。花回廊側がとりまとめて保険に加入することも可能ですので、希望者は申し出てください。
- ③監督官庁の指導や関係法規を遵守していただきます。
- ④過去に食品衛生法並びに関連する条例等に基づく処分を受けた方は出店できません。

〈出店方法〉

出店にあたっては、鳥取県各総合事務所長の露店形態による食品営業許可を受けるために必要な営業施設基準（下記参照）に適合した店舗として営業していただきます。

- ア 営業施設は、一定の区画をすること。
- イ 営業施設は、使用目的及び業務能力に応じた広さを有し、かつ、作業を行う上で十分な明るさとなる照明設備を設けること。
- ウ 営業施設の内壁は、耐水性材料で作るか、又は床面から1メートル以上の高さまでは耐水性材料で腰張りし、かつ、清掃しやすい構造とすること。
- エ 営業施設の天井は、平滑で清掃しやすい構造とすること。
- オ 営業施設には、食品取扱者の使用に便利な位置に専用の流水式手洗い設備及び手指の消毒設備を設けること。
- カ 耐水性の洗浄設備を設けること。
- キ 食品に直接接触する機械器具、設備及び容器は、耐水性のものであること。
- ク 営業施設には、原材料、製品、添加物、器具、容器等を衛生的に保管できる設備を設けること。
- ケ 営業施設には、冷却保存をする必要がある食品を取り扱う場合は冷蔵又は冷凍設備を設けること。
- コ 食品を冷却し、又は保存するための設備には、設備内の温度を確認するための温度計を見やすい位置に設けること。
- サ 営業施設には、使用目的及び業務能力に応じた十分な容量を有する耐水性の貯水槽を設けること。
- シ 貯水槽には、水道水を供給すること。
- ス 廃棄物の容器は、ふたがあり、耐水性で、十分な容量を有し、清掃がしやすく、汚液及び汚臭が外部に漏れないものとし、必要な場所ごとに備えること。

8 面接審査の審査項目

面接審査では、以下の各項目について審査を行います。

- (1) メニューの独自性、ご当地性
- (2) 営業可能日数（特に平日や1月に多く営業される方を希望します。）
- (3) 事故防止や食品取扱いに係る安全性
- (4) 食事提供のスピード性
- (5) 出店負担料の額
- (6) 出店者の営業実績、信頼性

9 出店許可

屋台村に出店を希望する方から申請があった場合において、審査の結果これを許可したときは、「屋台村出店確認書」、「屋台関係者証」、「車両通行許可証」（必要な場合）を交付します。出店の許可を受けたものは、許可書を常時携行し、とっとり花回廊から提示を求められた場合は拒むことができません。

また、出店の許可を受けた方は、後日開催される出店者説明会（11/1）に参加してください。

10 注意事項

(1) 出店区画

- ①出店区画は、出店の許可後、抽選により決定させていただきます。各出店者は、出店当日までに、ホームページ又は電話などにより出店区画の確認をお願いいたします。
- ②屋台村の営業開始時間から30分経過しても出店者が会場に現れない場合、来園しない出店者の指定した区画は無効といたします。
- ③会場内の電力の都合により、原則として、出店者が使用できる電力は照明設備のみとなります。照明設備以外の電力が必要な場合は、各出店者が用意する発電機を所定の場所に設置して使用することができます。ただし、騒音等によりとっとり花回廊の運営に悪影響があると判断した発電機は使用できません。
- ④営業に必要な最低限の照明設備はとっとり花回廊で設置しますが、追加の照明設備も出店者側で設置していただいても構いません。ただし、電力消費量が大い照明設備は撤去を指示する場合があります。
- ⑤各出店者は、原則として出店区画の範囲から越えないよう注意してください。

(2) 出店者の会場管理

出店者の協力のもと、とっとり花回廊への来園者が快適に利用できるよう、以下の業務に協力していただきます。

- ① とっとり花回廊の開錠及び施錠
- ② イス及びテーブルの適正な管理(各店舗にイス2脚、テーブル2台を用意します。)
- ③ ゴミ箱の設置及び撤収(営業時、店舗の内外には必ずゴミ箱を設置してください)

い。)※店舗外のゴミ箱は主催者側で用意するものにゴミ袋(90リットルサイズ)をセットして設置し、ゴミがいっぱいになった時点でゴミ袋を回収して新しいゴミ袋をセットしてください。

- ④ 店舗の開店及び閉店(営業時間以外は各自の店舗が営業していないことがわかるように表示等をしてください。)
- ⑤ 会場の清掃(店舗内及び店舗外周辺)

(3) 管理保全

- ① 会場の運営については、とっとり花回廊の指示に従っていただきます。ご協力いただけない場合は、営業時間内であっても出店を中止していただく場合があります。
- ② とっとり花回廊は、出店者の生産物に対して補償の責任を負いません。
- ③ 出店者の行為により事故が発生したときは、当該出店者の責任において解決するものとし、とっとり花回廊は、これに対する一切の責任を負いません。
- ④ 各出店者が出したゴミは、毎日各自お持ち帰りください。
- ⑤ 共同の排水設備はありますが、必要に応じて、出店者は各出店スペースに排水タンクを用意してください。
- ⑥ 火気を使用する出店者は、必ず消火器を備え付けてください。
- ⑦ 出店は基本的に申請者本人が営業を行ってください。出店権利の第三者譲渡・貸与は禁止します。出店者は、主催者より提供されたスペースを第三者に譲渡・貸与及び出店者同士で交換することはできません。
- ⑧ 基礎工事等により、出店に関する機材等を敷地内に定着させないようにしてください。
- ⑨ 期間中に中絶することが出来なくなった場合は、出来る限り早く、とっとり花回廊に連絡してください。なお、期間内に中絶できなくなっても、ご提案いただいた営業日数に基づく出店負担金は、原則として臨時閉園等の場合を除き支払うものとし、また、連絡なく中絶となったスペースは、屋台村の賑わいの創出の観点から他の希望出店者を出店させることとします。
- ⑩ 周囲に対して美観を損なう行為、風紀を乱す行為はお断りいたします。
- ⑪ 飲食物等により出店スペースが汚れた場合は、出店者が責任を持って清掃をしてからお帰りください。

(4) 未成年者の対応

屋台村では、未成年者の飲酒及び喫煙について、厳に禁止しております。各出店者は未成年者に対して、酒類等の販売をしないよう十分注意してください。なお、とっとり花回廊では入口ゲート外側の喫煙スペース以外は全面禁煙となっております。

(5) 歩行者の安全確保

屋台村会場周辺は歩行者の往来が多いことから、会場への出入庫に際して歩道等を横切る際は、往来する歩行者等に十分注意してください。

また、関係者による交通誘導がある場合は、その指示等に従うものとし、歩行者等の安全確保に努めるものとします。

(6) イベント開催時の対応

屋台村では、通常の出店と併せて、集客を図るためのイベントを開催する場合があります。その場合は、とっとり花回廊及び関係者の指示等に従うものとし、イベントの実施に協力するものとします。

(7) その他

- ① 飲食店営業に関する許認可手続きは出店者が行うものとします。また、保健所等により指示があった場合は、それに従って販売していただきます。
- ② 原則として、出店申込後のキャンセル及び提出内容の変更はできません。
ただし、とっとり花回廊が認めた場合はこの限りではありません。
- ③ とっとり花回廊側が騒音や煙などにより花回廊の運営に悪影響があると判断した設備や機器は出店者に改善の対策を講じるよう指示する場合があります。
- ④ 出店負担料を期限までにお支払いいただけなかった場合は、遅延日数に応じ請求金額につき年2.7%の遅延利息を出店負担料とは別にお支払いいただきます。
- ⑤ 屋台村運営の今後の参考とするため、各出店者は営業日ごとの売上額の報告書を提出していただきます。
- ⑥ 当該要項に定めのない事項については、出店者との協議により決定いたします。

1.1 禁止事項

屋台村の来場者が快適に利用できるよう、出店者が以下に掲げる事項に該当する場合は、出店を不許可または取り消しにいたします。

- (1) 公序良俗に反するおそれ、又は暴力その他不法行為を行うおそれがあると認められる場合。
- (2) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である場合。
※とっとり花回廊では、出店者が上記の暴力団又は暴力団員に該当するかどうかを確認するため、鳥取県警察本部に照会を行います。また、いただいた個人情報、法的な要請等によらない限り、本人の同意なく本照会以外の目的に使用することはありません。
- (3) 営業に際し、著しく音響、発煙、臭気を伴うもの、又は危険と認められる

場合。

- (4) 法律により販売が禁止されているものを販売していると認められる場合。
- (5) 営業に際し、第三者の著作権を侵害する場合
- (6) 花回廊の許可なく他の業者に再委託する場合。
- (7) その他、とっとり花回廊が禁止する行為をしてはいけません。

1.2 出店許可の取消し等

以下に掲げる事項に該当する場合は、許可の取り消しや出店中においても中止させていただく場合があります。また、以下の(1)、(2)又は(3)に該当する場合は、次回以降の出店も不許可とする場合があります。

- (1) 出店者がこの募集要項に違反した場合
- (2) 出店者が事実を偽って申し込んだ場合
- (3) 出店者が許可に付された条件に違反した場合
- (4) 災害その他不可抗力によって、会場の利用ができなくなった場合
- (5) その他、管理運営上、とっとり花回廊において必要があると認める場合

1.3 損害賠償

- (1) 出店者はその責めに帰する理由により、園内施設の全部または一部を滅失し、又は損傷したときは、当該滅失又は損傷による損害額に相当する金額を損害賠償として支払わなければなりません。ただし、園内施設を現状に回復した場合はこの限りではありません。
- (2) 出店者は、出店に当たり、とっとり花回廊又は第三者に損害を与えたときは、すべて自己の責任でその損害を賠償しなければなりません。
- (3) 営業に際し、出店者又は出店者の従業員に損害を生じても、とっとり花回廊は、その責めを負いません。

1.4 出店者への支援

とっとり花回廊は、出店者に対して、以下の支援を行います。

- (1) とっとり花回廊の広報及びホームページ等を通じて、定期的・継続的に屋台村のPRに努めます。
- (2) とっとり花回廊の園内において定期的・継続的に多彩なイベントを開催し、屋台村の集客力と知名度を高めるように努めます。

1.5 申込み及び問合せ先

とっとり花回廊 販売課 国谷、浪花

〒683-0217鳥取県西伯郡南部町鶴田110

TEL 0859-48-3030

FAX 0859-48-3040

E-mail hanbai@tottorihanakairou.or.jp